

# 令和2年度「産地交付金」の使途計画

## ○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠（独）②国支援枠（国）③県支援枠（県）の3種類

◆国の支援単価は調整なし。県支援は上限単価。

◆協議会独自枠の単価調整は、「～22,000円」の「担い手収量向上支援（大豆）」で行い、他の使途では行わない。但し、配分枠が不足する場合、独自使途内で一律減額調整。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10aあたり)	交付要件・作物別独自要件
④【担い手収量向上支援】 大豆	18,500円 (11,500円～ 22,000円)	○認定農業者、市認定集落営農、認定新規就農者 ○実需者等との間で出荷、販売契約を締結していること。 ○里のほほえみ及び里のほほえみと合わせたエンレイ、シュウリュウ等を作付し販売を行うこと
④【作付拡大支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・ねぎ・ アスパラ菜・トマト	40,000円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○作物別に設定する下記の作付規模を確保し、生産者に 加算交付する。 《作物別規模要件》
④【二毛作加算】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	20,000円	○二毛作も対象とする。ただし、えだまめ後ブロッコ リー・カリフラワー・キャベツ、もしくはブロッコリー・ カリフラワー・キャベツ後にえだまめとする。 ※ 作付拡大支援（団地化）対象者は、直売施設利用加算は対象外
④【コスト低減支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	7,500円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、地域の農 協等が整備した機械（オペレーターは除く）で、定植 及び収穫に取り組んだ者 ○機械レンタル（借上げ）または作業を委託した者も対 象者とする。
④【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎ・なす・山菜 （うど・ぜんまい・たらの 芽）・自然薯・アスパラ菜・ みょうが・だいこん・さとい も・ブロッコリー・カリフラ ワー・アスパラガス・トマ ト・キャベツ・かぼちゃ・春 まき玉ねぎ・ユリ・原料用唐 辛子	10,000円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象品目を作付し、直売施設・JA等に販売すること。 ただし、直売施設はJA・農家等が組織的に運営して おり、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施 設とする。 ○原料用唐辛子は、実需者と出荷及び販売契約している （販売実績が確認できる）こと。
④【共同施設利用加算】 そば	12,000円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者で、共同乾燥 調製施設を利用し、出荷、販売契約を締結しているこ と。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
<p>㊦【<b>耕畜連携土づくり加算</b>】 飼料作物・WCS用稲</p>	5,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料作物・WCS用稲を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携（資源循環）の取組を行う農業者</li> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。</li> <li>○連携相手となる者と3年以上の利用供給協定を締結していること。</li> </ul>
<p>㊧【<b>複数年契約加算</b>】 飼料用米・米粉用米</p>	12,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者。</li> <li>○飼料用米または米粉用米の令和2年産から3年以上の複数年契約の締結。</li> <li>○契約数量は、複数年契約期間内において、維持または増加するもの。</li> <li>○契約書には①各年産の契約数量②販売価格または販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。</li> <li>○契約不履行となった場合、過年度分の交付額を返還となり得る。</li> </ul>
<p>㊨【<b>そば作付助成</b>】 そば</p>	20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。</li> <li>○出荷・販売契約を締結していること。</li> </ul>
<p>㊩【<b>新市場開拓用米取組拡大支援</b>】 新市場開拓用米</p>	20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新市場開拓用米の生産販売に取り組む市内農業者</li> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者</li> </ul>
<p>㊪【<b>複数年契約の取組</b>】 加工用米・新市場開拓用米</p>	12,000 円 (上限)	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実需に対し需要に応じた品種等を安定供給するため、実需と複数年契約を締結した取組に対し支援。</li> <li>○国の複数年契約加算に準ずる。</li> <li>○加工用米は、県内実需との契約を優先的に支援。</li> </ul> <p>※今後県が設定し承認される。</p>
<p>㊫【<b>多収性品種複数年契約取組支援</b>】 加工用米・新市場開拓米・米粉用米</p>	12,000 円 (上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年度に契約締結したものが対象。</li> <li>○新規需要米取組計画の認定を受けている者</li> <li>○実需者と対象品種を明記した令和元年から3年以上の複数年契約を締結している者。</li> <li>○契約不履行となった場合、交付額は返還の対象となり得る。</li> </ul>